

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名	採点
R5憲法				

第1. 設問1について、
 1. 以下に、新制度案(以下「案A」)があり、第3.1.に於て設
 けらるることとなる。新遺族年金の受給要件について、現行制度に於
 ける受給要件に比べ、性別・年齢・定款の範囲が限定されることとし、
 憲法25条に照らし、許容されるかを検討する。
 (1) 案A. 憲法25条1項は、国民の生存権を規定している。
 同項において保障される生存権は、抽象的・観念的権利であり、
 国家による立法によりはじめて具体化される性質の権利である。
 したがって、25条1項を併せて考えるに、同条は、1項の生存
 権が保障されることと指針とした法制度を形成することとを国家に
 対して課したものと解される。同条項の生存権を具体化するに
 あたっては、様々な社会的資料を踏まえ、多角的な視点からこれ
 を検討すべきであり、この検討にあたっては、財源の分配と切り
 削りも不可である。
 また、上記検討を行うには、第1次府会による国会
 であり、生存権を具体化する法制度形成にあたっては、国会の裁
 量に広く認められる。
 以上より、国家による社会保障制度の形成にあたり、これ
 が憲法25条に照らして許容、国会により裁量で運用し、
 社会通念上著しく合理性を欠くものとして認められ
 る場合に限って、25条に違反するものと解する。
 (2) 案B. 国民の生活を支える遺族年金制度を改定する
 のであり、生存権を具体化する制度形成にあたる。

案B. 案第3.1.に於て、配偶者として一定の年齢以上と定められ
 ば受給者として認められることとし、これは、遺族年金の新
 旧に自ら収入を確保することと促進し、自給と説明される。
 (1) 生存権を具体化するに際しては、配偶者が死亡した場合、遺族年金の受給者となる
 年齢であるが、近年の可能性が高まることにより、
 第3.1.に於て受給資格を狭めることには、一定の合理性がある。
 (2) 案第3.1.に於て、立法府により裁量で運用し、社会通念
 上著しく合理性を欠くものとして認められる。
 (3) 57. 現行制度において受給資格が限定されることは、憲法
 25条に違反しない。
 2. 案第3.1.に於ては、生存権を具体化するに際しては、
 1. 遺族年金の受給者として、男性遺族配偶者については55才以上の者と
 54才以下の者、女性遺族配偶者については40才以上の者と39才以下
 の者と。新制度における遺族年金の受給資格は、
 以下に区分(年齢による区分、以下「区分A」)が定められる。
 また、40才以上54才以下の遺族配偶者の中で、男性遺族
 配偶者は受給資格がなく、女性遺族配偶者は受給資格がある
 ものと区分がなされる(性別による区分、以下「区分B」)。
 この区分は、憲法14条1項に反しない。
 (1) 憲法14条1項は、あらゆる区分を禁止するものではなく、事柄
 に相応して合理的根拠を有する区分につき、これを禁止し
 たものであると解される。
 特定の区分が合理的根拠を有するものとして14条1項に照ら

※解答は左ページから書き始めてください。

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名	採点

して合憲であるか否か、区別①の目的、区別②の目的と目的達成のための必要性、相当性を考慮して決せらる。

区別①の性質として、14条1項後段に列挙された事由に於ては、準じる事由に於て区別があるとは、その合憲性は慎重に審査されることが必要である。

本件区別①、区別②は、年齢、性別に基づく区別であり、性別は14条1項後段に列挙され、年齢は自ら意思で変更不可能なものである。したがって、本件区別が合憲であるといえるためには、区別①の目的が重要であり、かつその目的と区別①の実質的に関連していることを要する。以下に検討する。

(2) 区別①の合憲性

区別①は、男女の別、賃金格差、非正規雇用の割合を受給資格に反映させ、適正な年金供給を行うことである。確かに男女の平均年収には一定の差があり、非正規雇用の割合についても一定の差があるといえる。これを考慮して一律に受給資格を与えるのは、不合理であるから、上記目的は重要といえる。

しかし、新制度を形成するにあたり、収入や職業状況の差をその受給資格に反映させるのは、収入状況や職業状況に応じて受給資格を設けることも不可能ではないから、年齢・性別はあて一律に受給資格を区別するとは、上記目的達成のため、実質的に関連しているといえる。

(3) 以下区別①、区別②は14条1項に反する。

2. 案第3、第4、第5号は、現行制度の下で受給している者で、新制度の施行で受給資格を満たさない場合、現行の受給を継続し、25条に照らして選定される。

(1) 14条1項に反する。生存権は具体的に「生存権」ではなく、国会の裁量に委ねられる。しかし、一度具体化した制度のもとで、生存権を保障している者や、その受給資格を奪うことは、当該国民の生存権に大きな影響を及ぼすから、その制度形成にあたっては、当該制度形成における判断に不合理な点がないように審査し、要否を判断する。

(2) 案第3、第4、第5号は、新旧遺族年金制度の下での公平性を担保するものである。第6号は、経費削減の観点から、残された遺族が、安定した収入を得ることを目指す期間が5年であり、合理的な収入は、生存権を保障する上で、生存権の影響を軽減したものである。

(3) 以下、案第3、第4、第5号の規定は、旧制度の受給資格を喪失させることとしているが、25条に違反する。

第2. 設問2について、

1. 第1の2に対する反論と私見。

第1の2は、社会保障制度の形成については、国会に専門的判斷が必要であり、これは金銭のみで、国会に

※解答は左ページから書き始めてください。

